

短期退職時の手数料の取扱い

基本契約に基づき当社が紹介し採用された就職者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の就職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、基本契約に基づき、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻します。

1 ヶ月未満で退職した場合 80%に相当する額

3 ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

就職者が、専らお客様の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行いません。